PRESS RELEASE
市政記者各位

福岡市消防局

令和8年2月26日

令和8年3月1日から林野火災注意報・警報の運用を開始します

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受けて、福岡市では令和8年3月1日から**「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の発令制度を開始**します。

毎年1月～5月の雨が少ないときや乾燥しているとき、また、強い風が吹くときに発令し、発令中は、林野の対象区域において、**「たき火」や「喫煙」などの火の使用が制限**されます。

なお、運用の開始に先立ち、下記のとおり**早良消防少年団による「林野火災予防啓発登山」**を実施し、登山者等に林野火災の予防について直接呼びかけます。市民の皆様への広い周知と、防火意識の向上を図るため、取材による広報へのご協力をお願いいたします。

啓発イベント「林野火災予防啓発登山」

【日時】 令和8年2月28日(土) 10時00分～13時00分 **※雨天中止**

【場所】 油山市民の森管理事務所～油山山頂

【実施者】 早良消防少年団(小学4～6年生 約15人)

【内容】 油山山頂を目指しながら、以下の活動を実施します。

① 登山者等に対し、林野火災予防を呼びかけるチラシ等を配布

② 登山道上の簡易貯水槽及び看板の清掃

【受付場所】「油山市民の森管理事務所」前
(福岡市城南区東油山508)
イベントの概要を説明いたしますので、開始15分前(午前9時45分まで)にお越しください。

早良消防少年団(城南・長尾・脇山地区隊)

お問い合わせ先

【林野火災警報等について】
消防局 予防部 予防課 担当:杉野、花田 電話 092-725-6610

【啓発イベントについて】
消防局 城南消防署 予防課 担当:林 電話 092-863-8119

１月から５月に発生しやすい
林野火災を防ぐために！

令和８年３月１日から気象状況によって

林野火災注意報
林野火災警報

が発令されます

発令中は、福岡市の対象となる林野の区域で
火の使用が制限されます。
詳しくは、裏面をご覧ください。

火の使用制限の例

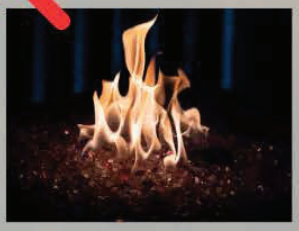
山林での火入れ

花火

たき火

喫煙

たき火の例

かまど

たき火

キャンプファイヤー

たいまつ

たき火ではない例

七輪

バーベキューコンロ（炭火など）

福岡市消防局

Uni-Voice

毎年１月１日から５月31日まで
降水量が少なく乾燥しているときや強風が吹くときに
林野火災注意報又は林野火災警報が発令され、
対象区域での火の使用が制限されます。

	林野火災注意報 （火災予防条例第29条の８）	林野火災警報 （消防法第22条・火災予防条例第29条の９）
発令基準	下記のいずれかを満たした場合 ①前３日間の合計降水量が１mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ②前３日間の合計降水量が１mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されている場合	左記①または②に加えて 強風注意報が発表されている場合
対象区域	森林法第５条の規定に基づき福岡県知事が作成する福岡地域森林計画による民有林、同法第７条の２の規定に基づき九州森林管理局長が作成する福岡国有林の地域別の森林計画書による国有林（詳細は福岡市消防局ホームページ参照）	
火の使用制限	火の使用制限に努めなければならない ①山林、原野等において火入れをしない ②花火を行わない ③火遊び又はたき火をしない ④喫煙をしない ⑤残火（たばこの吸殻含む）、取灰又は火粉を始末する	火の使用制限に従わなければならない 左記①～⑤同様
罰則	－	30万円以下の罰金又は拘留 （消防法第44条第18号）
解除基準	発令基準に該当しなくなった場合	

※詳しくは福岡市消防局のホームページをご覧ください。
※発令の有無は、福岡市消防局のホームページに掲載します。

ホームページQRコード→

Uni-Voice

消防署への届出等について

火災とまぎらわしい行為を行う場合は、所轄消防署への届出が必要です。
ただし、届出を行った場合でも、林野火災注意報又は警報発令中には、対象区域での火の使用は制限されますのでご注意下さい。

【問い合わせ先】
東消防署　092-683-0119　博多消防署092-475-0119　中央消防署092-762-0119　南消防署　092-541-0219
城南消防署092-863-8119　早良消防署092-821-0245　西消防署　092-806-0642　本部予防課092-725-6611